

介護保険特集

介護保険事業計画と保険料

前回、播磨町の平成12年度、13年度の介護保険給付収支を紹介しました。その中で、第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料が余れば介護給付準備基金というところへ貯金をし、逆に保険料が不足すれば基金を取り崩して補うことを説明しました。

今回は、なぜ、第1号被保険者の保険料が余ったり不足したりするのかを説明します。

介護保険事業計画で5年間のサービスの量を見込む

介護保険は、法律で各市町村に5年間の介護サービスの見込み量やそのサービスの量確保のための方法を策定、それを3年ごとに見直すようにと定めています。

播磨町も、平成12年3月に「播磨町介護保険事業計画」として、平成12年から16年までの5年分の介護サービスの見込み量や、今後の取り組みを策定しています。

また、この計画で平成12年度から14年度までの3年間に、介護保険事業で必要になる事業費も各年度ごとに算出しています。この「播磨町介護保険事業計画」は、役場1階の情報コーナーにも備えてありますので、ご来庁の際には一度お立ち寄りください。

基準の保険料は3年間一定

介護保険事業計画で見込まれた総事業費の9割が介護給付費にあたります。

介護保険料の基準額（年額）は、この介護給付費の3年間の

平均額に、第1号被保険者の負担割合である17%（平成15年度からは18%となります）を掛け たものを、3年間の第1号被保険者数の平均人数で割って算出されます。

播磨町では、平成12年度から14年度までの3年間の基準額は、第3段階として年額3万2千400円（月額2千700円）と定めております。

第1号被保険者の介護保険料の基準額は、おおむね3年間を通じて保険財政の均衡が保たれるように、3年間を一つの期間として一定の金額が定められているのです。

そのため、期間の初年度では保険料が介護給付費を上回り、黒字が生じますが、その黒字は次年度以降の赤字の補填に充てられることになるのです。（図1参照）

平成12・13年度は特別に減額

先の説明では、介護保険料の基準額は3年間一定のはずなのに、「私の所得は年金だけで金額の増減がないのに、平成12年度からの介護保険料は毎年上がっている」とお感じの方も多いのではないのでしょうか。

これは、平成12年4月から介護保険制度が始まり、年金生活者である高齢者が、それまでになかった介護保険料を新たに負担していただくこととなったため、国の特別対策を受けて平成12年度は本来の保険料の4分の1に、平成13年度では本来の保険料の4分の3に減額していたためです。（図2参照）

もし、この特別対策の保険料の減額がなければ、基準額は3年間一定であるので大きな所得の変動がない限り、保険料も3年間同じであったと言えます。

問い合わせ

健康福祉課 介護保険係  
☎0794(35)2362

図1 3年間の保険料と給付費

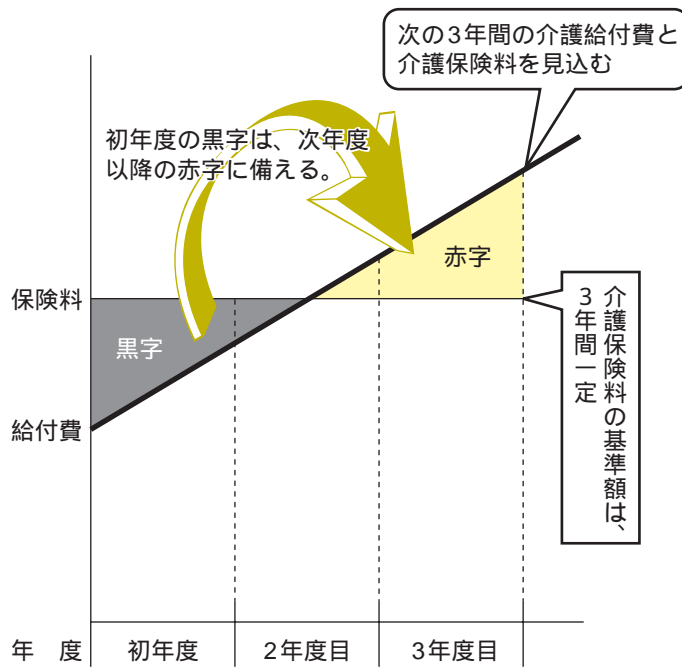
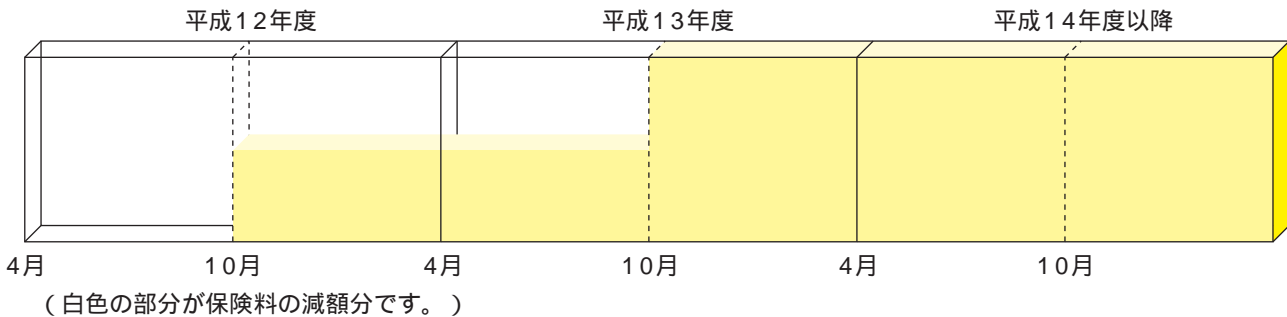


図2 平成12年度からの介護保険料



国民年金 Q&A

こんなときどうしたらいいの？ (裁定請求編)

Q もつすく、65歳になります。年金を受け取るだけの期間は保険料を納めましたが、何もしなくても年金は自動的にもらえるようになるのですか。

A 年金は請求しないともらえません。年金は条件を満たした時から自動的に受けられるようになるわけではありません。年金を受けるためには、裁定請求を行い、その権利があることを社会保険事務所に確認してもらう必要があります。

請求する人	請求窓口
国民年金第1号被保険者期間のみの人	役場住民課国民年金係
国民年金第3号被保険者期間がある人	加古川社会保険事務所
厚生年金期間などが1カ月以上ある人	
2つ以上の年金に加入したことがある人	各共済組合事務局
共済組合の人	

それぞれ必要書類を確認のうえ行ってください。

65歳での請求は誕生日の前日からできますが、一般的には次の書類が必要となります。

手帳または基礎年金番号通知書

戸籍謄本（証明日が誕生日の前日以降のもの）

住民票謄本（証明日が誕生日の前日以降のもの）

預（貯）金通帳（本人名義のもの）

認印（スタンプ印は不可）

配偶者の年金証書（配偶者が年金を受けているとき）

年金加入期間確認通知書（共済年金に加入していた夫に扶養されていたとき）

所得証明書（配偶者に加給年金がついているとき。必ず、社会保険事務所にお問い合わせください。）

その他、年金を請求する人の年金加入状況などによって、他の書類が必要になる場合がありますので請求手続を取る前に、まず、加古川社会保険事務所にご相談ください。

問い合わせ

加古川社会保険事務所  
☎0794(27)4511  
または、住民課国民年金係  
☎0794(35)2363

新障害者福祉制度 支援制度学習コーナー

新しい障害者福祉制度「支援費制度」の申請をされた方に対して、12月から聴き取り調査を開始いたしました。現在、障害者の在宅サービス（デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイなど）をご利用の方で、4月以降も継続してサービスを希望される方は、至急申請を済ませてください。申請が遅れると、4月からサービスが受けられない場合がありますので注意してください。

Q 支給量・障害程度区分（ ）の変更があったときはどうしたらいいですか。

A 利用するサービスの支給量や障害程度区分を変更する必要がある場合は、変更の申請をすることが出来ます。町が必要と認めた場合に変更されます。

（ ）支給量：在宅のサービスについて、サービスの種類ごとに決定された支給量

（ ）障害程度区分：本人の障害程度や介護状況に応じて決定された3段階の障害区分

Q 支援費制度になると、利用者として事業者の契約によりサービスを受けることになりませんが、契約からサービス利用までの流れはどのようなものですか。

A 播磨町が発行する受給者証（ ）を、利用者が選択した事業所や施設に提示し、サービス利

用の申込みをします。事業者からサービスの内容について説明を受け、契約します。この時、疑問があれば、納得いくまで質問をして確認してください。契約を結んだら、受給者証の記載欄に記入・押印をもらいます。サービス利用時には、契約の内容どおりサービスが提供されているか必ず確認してください。

（ ）受給者証：個人ごとに決定されたサービス支給量や障害程度区分、支給期間（受給者証の有効期間）、利用者負担額などが記載されています。

Q 支給費制度と高齢者福祉の介護保険制度は似ていますが、どこが違うのですか。

A 障害者の支援費制度は、利用できるサービスの内容（ホームヘルプサービス、デイサービス、

ショートステイなど）が高齢者の介護保険制度に似ていますが、大きく異なるところもあります。主な違いは、介護保険は保険方式ですが、支援費制度は税金でまかなう方式であること。

介護保険はサービスの1割負担ですが、支援費制度では収入に応じた自己負担となります。従って、同じ事業者で同じサービスを利用しても、人によって負担額が異なる場合があります。

Q 申請に対する決定やサービスの利用について苦情がある場合はどうしたらいいですか。

A 申請に対する決定についての苦情は、町に対して異議申し立てができます。サービスの利用に関する苦情は、原則としてサービスを提供する事業者と、利用者の間で解決していただきますが、事業者に直接言えなかつたり、苦情を言っても解決されない場合は、運営適正委員会に相談することもできます。

兵庫県運営適正委員会  
神戸市中央区坂口通2-1-18  
兵庫県社会福祉協議会内  
☎078(242)6868  
☎078(242)0297  
問い合わせ 健康福祉課  
☎0794(35)2362